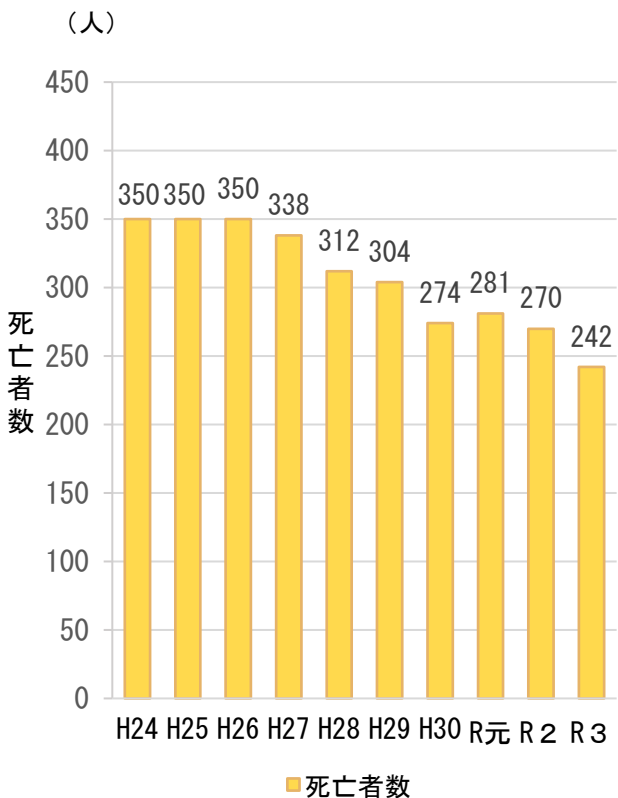


農作業死亡事故の発生状況

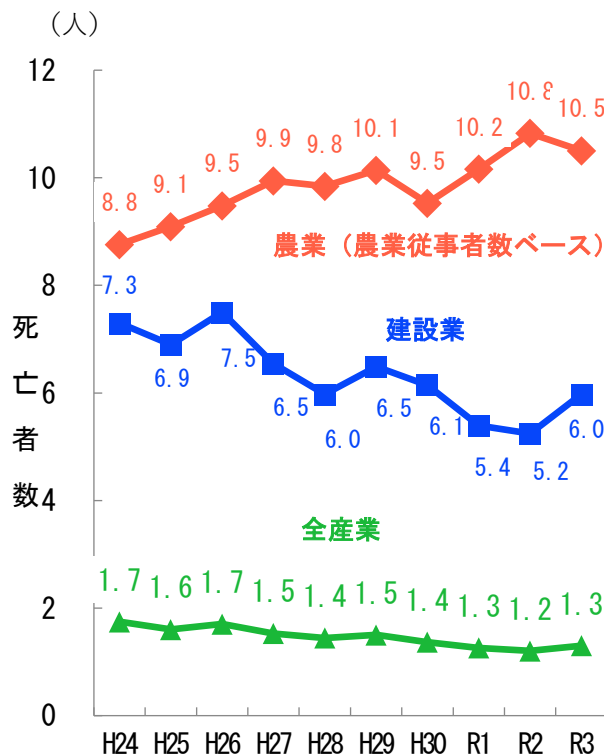
- 令和3年の農作業事故死亡者数は242人であり、前年（令和2年）と比べて28人減少。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は10.5人であり、他産業に比べ依然として高い状態。
- 令和3年の農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が171人（70.7%）と高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が急務。

農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

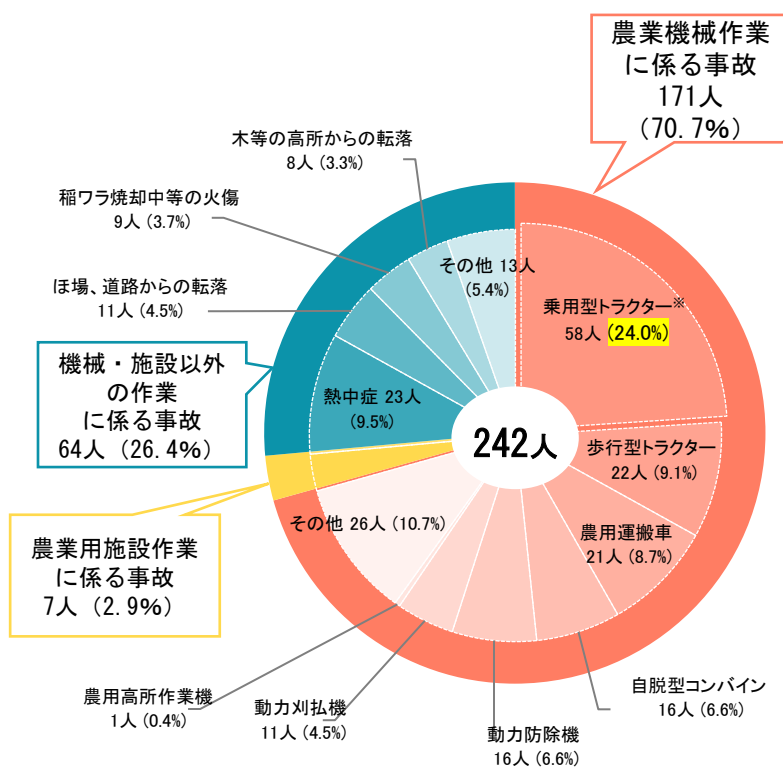
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者数 農業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

要因別の死亡事故発生状況（令和3年）



農作業死亡事故調査（農水省）

（※）大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）（国自審第336号 国自整第51号 平成27年6月1日）の農耕トラクタに該当。

農耕作業用特殊車における道路上の事故の発生状況

- 乗用型トラクター等の農耕作業用特殊車における、道路上での交通事故による死傷者数は、過去10年間（平成23年～令和2年合計）で2,160人。
- 当事者種別の致死率※を比較すると、農耕作業用特殊車では約15%となっており、ショベルローダ、ホイールクレーン等の農耕作業用以外のその他特殊車（約5%）や、自動車乗車中（約0.3%）と比較して高い水準にある。

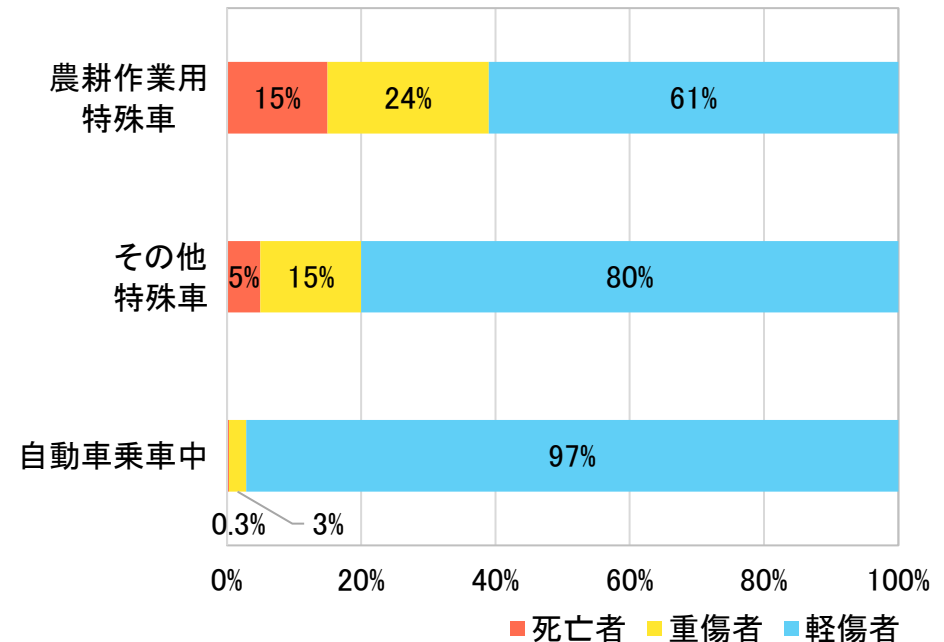
※死傷者のうち死亡者の占める割合

道路上での交通事故による死傷者数

[死傷者数（人）]

	死亡者	重傷者	軽傷者	計
農耕作業用特殊車	325	528	1,307	2,160
その他特殊車	176	601	3,112	3,889
自動車乗車中	12,741	106,452	4,026,041	4,145,234

[死傷者割合]



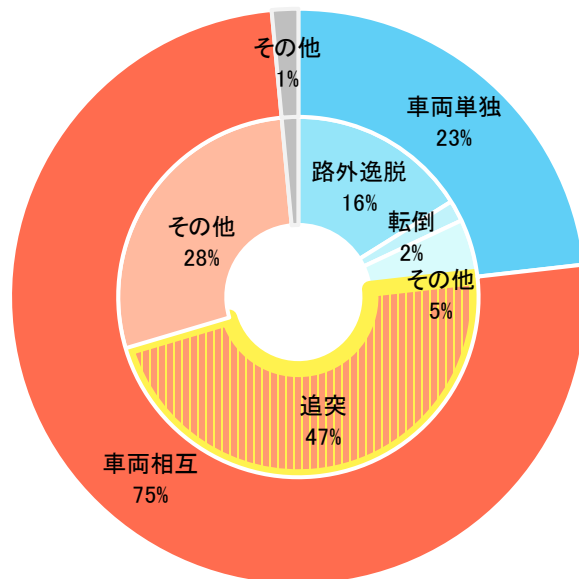
(公財)交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析（平成23年～令和2年、1当2当合計）

農耕作業用特殊車における事故類型別割合

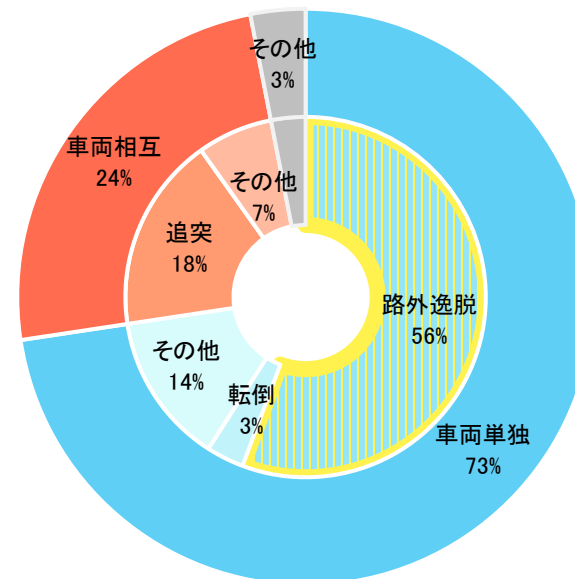
- 農耕作業用特殊車における事故類型別割合を見ると、死傷者数全体では車両相互事故のうち「追突」が最も多く、うち死亡者では車両単独事故のうち「路外逸脱」が最も多い。

農耕作業用特殊車における事故類型別割合

[死傷者計]



[うち死亡者]



(公財)交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析 (平成23年~令和2年、1当2当合計)

(参考) 乗用型トラクターにおける道路上の事故事例

事例①

田んぼの荒耕し作業の帰り、走行中農道から約1.2m下の**圃場へ転落**、発見は約2時間後、心肺停止状態、その後**死亡確認**。

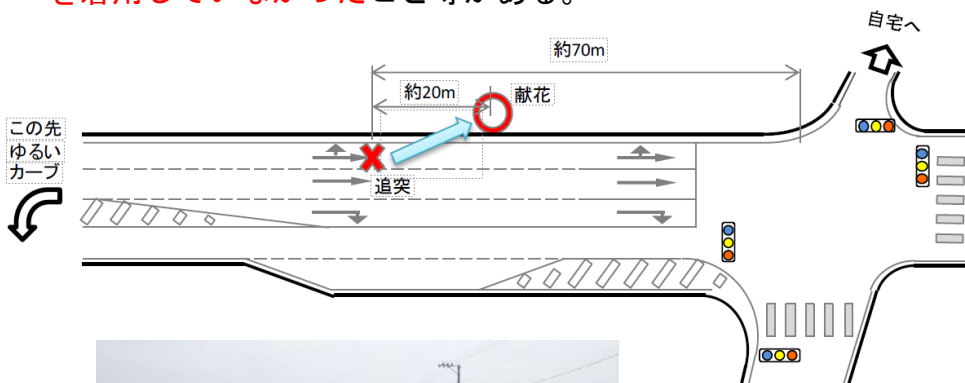
- 田植えの準備のため朝から田んぼの荒耕しに出かけた。その帰り道と思われるがトラクターを運転していて田んぼより約1.2mの農道から転落した。
- V字型の圃場で急角度での方向変換を要する。農道はトラクターが行き違える広さはあるものの、当時は草刈りが充分ではなく慣れた道ではあったが幅員を見誤りハンドルを急速に切り過ぎたのではないかと推測される。安全フレームはあったが、**事故当時シートベルトはしておらず、投げ出されて下敷きになった可能性**が高い。
- 一般道は、車両走行を常に考え、鋭角カーブなど極力なくし、また直角カーブでは一旦停止の規制表示などがあり、常に注意を促すようにできている。しかし、農道には必ずしもこのような配慮はされていない。他産業や一般車道では起こりにくいことが、農道では発生している。



事例②

日没から30分後の18:50頃、見通しの良い片側2車線の国道の左車線を走行中、84歳男性の運転する乗用車が**追突**、**投げ出され**、全身を強く打ち**死亡**（70歳、男性）。

- 被害者はトラクタで走行中に、衝突地点から約20m離れた道端まで飛ばされた。
- 見通しが良く、幅の広い国道だったため、交通量が多く、乗用車の走行速度が速かった（緩い下り坂カーブのあとの直線で速度が出やすい）。
- 人的要因として、加害者の前方不注意や被害者が**シートベルトを着用していなかった**こと等がある。

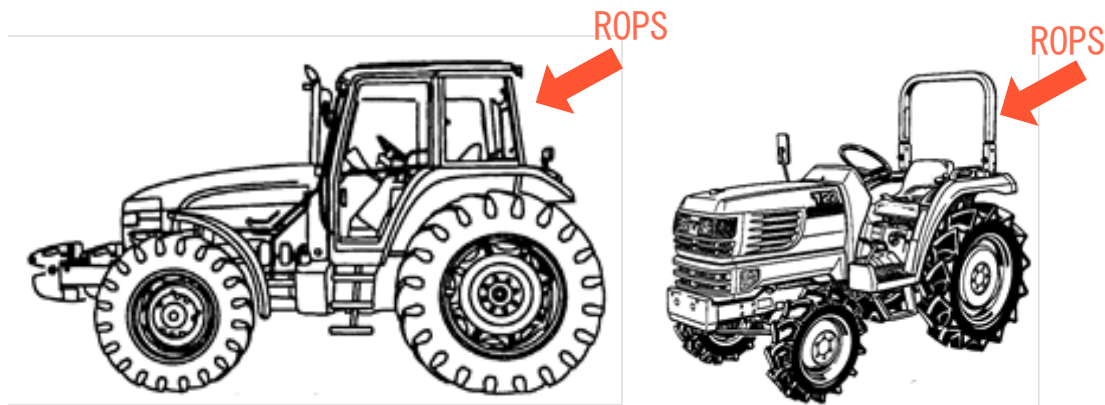


(参考) 乗用型トラクターにおけるシートベルトの役割

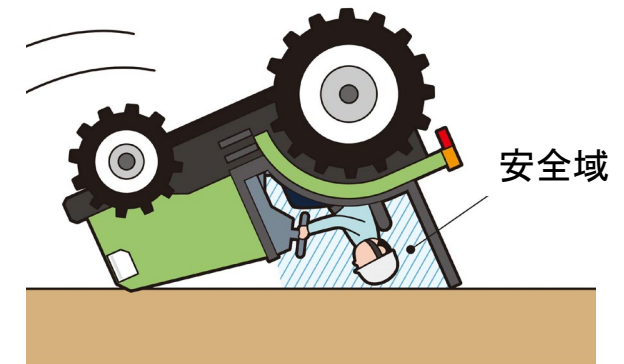
- 乗用型トラクターにおいても、シートベルトの着用は、追突等の事故時の衝突による車外放出の防止や、フロントガラスやハンドル等の車内部位への二次衝突の防止に効果を発揮する。
- また、乗用型トラクターには、転倒時保護構造物（ROPS※）が標準装備されており、路外逸脱等の転倒・転倒事故時に運転者を保護するのに必要な空間（安全域）が確保される構造となっているため、シートベルトを着用することで、事故時に運転者を安全域に留めることが可能となる。

※ Roll-over protection structure

乗用型トラクターの構造
(左：安全キャブ、右：安全フレーム)



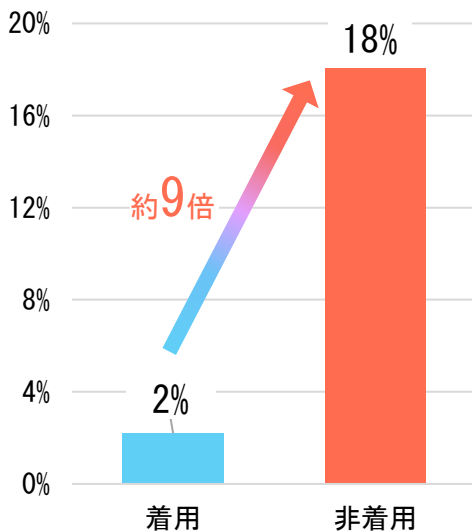
転落・転倒時の安全域の確保



農耕作業用特殊車におけるシートベルト着用状況

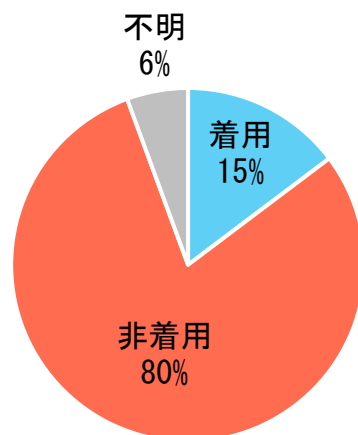
- 農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別の致死率を比較すると、シートベルト非着用時の致死率は着用時の約9倍。
- 一方で、同事故時のシートベルト着用率は約15%と著しく低い。
- 一般道路において、2008年（平成20年）の後部座席シートベルトの着用義務化後、シートベルト着用率は8.8%から42.9%に上昇。着用義務化により農耕作業用特殊車においても着用率の上昇が期待される。

農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別致死率



(公財) 交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析
(平成23年～令和2年、1当2当合計)

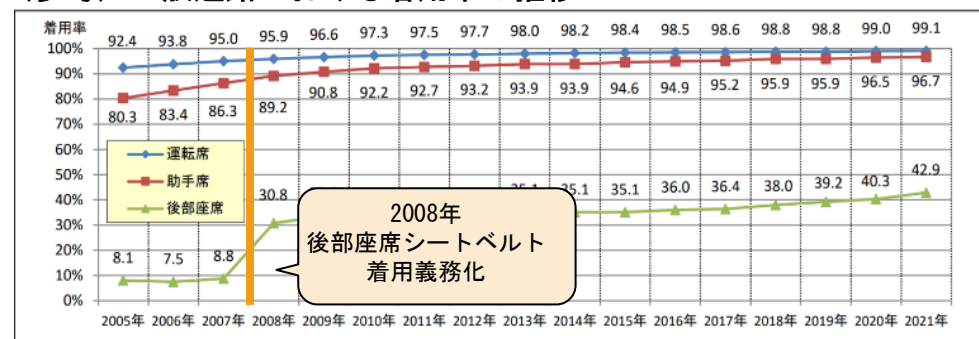
農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用率



農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別の死傷者数

	死亡者	重傷者	軽傷者	計
着用	7	46	265	318
非着用	311	437	973	1,721
不明	7	45	69	121
計	325	528	1,307	2,160

(参考) 一般道路における着用率の推移



出典：シートベルト着用状況全国調査（警察庁/JAF）

シートベルト着用による効果検証

- 農耕作業用特殊車において、シートベルトの装備・着用が義務化され、シートベルトの着用率が段階的に上昇すると仮定した場合、20年後の2042年までに合計195人の死亡重傷者数が減少するとの試算も可能。（詳細次ページ）。

シートベルトの着用率上昇による死亡重傷者数の低減効果（試算方法）

① 事故種類別・シートベルト着用有無別の死亡重傷割合の差

	死傷事故発生数のうち死亡重傷者数割合	シートベルト着用における死亡重傷割合の差	
		シートベルト着用	シートベルト非着用
車両相互	26.9%	15.2%	29.4%
車両単独	80.2%	46.7%	81.6%

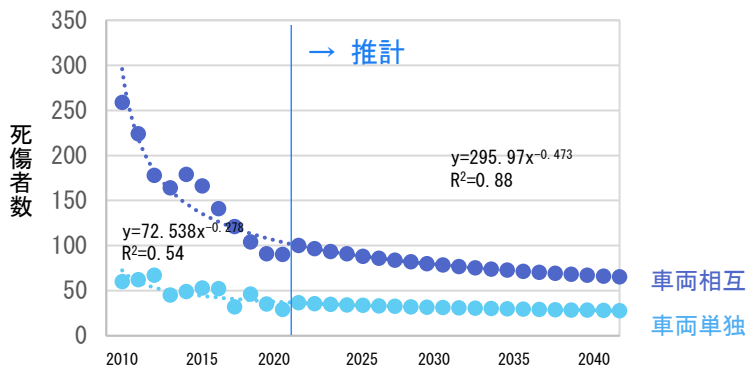
約1/1.9 (車両相互)
約1/1.7 (車両単独)

乗用型トラクターにシートベルト装備・着用が義務化され、義務化の対象となるトラクター（以下「義務化トラクター」）が段階的に普及。

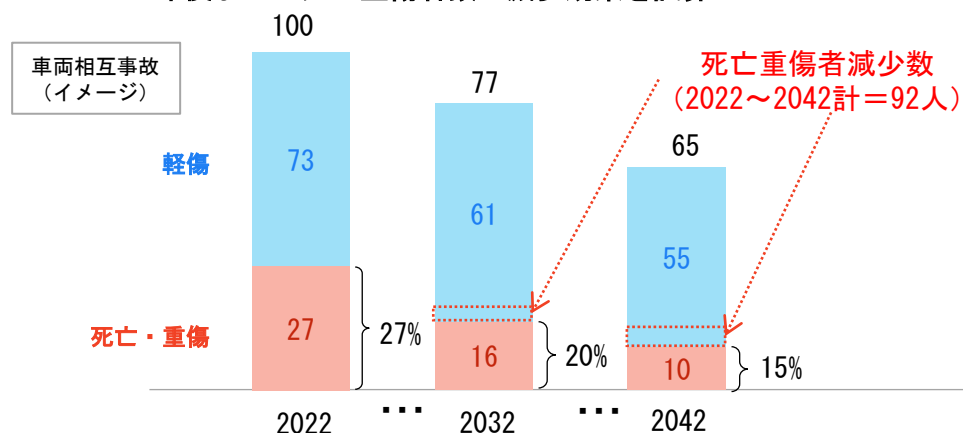
20年後（2042年）に、農業現場で使用される全てのトラクターが「義務化トラクター」に置き換わるものと仮定。

② 死傷事故件数は減少傾向

農耕作業用特殊車の過去10年の死傷者数から、車両単独事故、車両相互事故ごとに2042年までの死傷者数を推計。



③ シートベルト着用率が段階的に上昇することによる20年後までの死亡重傷者数の減少効果を試算



※車両単独事故も同様に試算すると、死亡重傷者減少数は103人

92人（車両相互事故）+103人（車両単独事故）=195人

試算結果（詳細）

シートベルト着用率の上昇

機械の更新期間を20年と仮定し、新たにシートベルトの着用義務が生じる新車※の普及に応じて、シートベルト非着用者のシートベルト着用率が段階的に上昇すると仮定。

$$\left[\begin{array}{l} \text{上昇率 車両相互} \quad (100\% - 19.2\%) / 20 = 4.0\% / \text{年} \\ \text{車両単独} \quad (100\% - 2.8\%) / 20 = 4.9\% / \text{年} \end{array} \right]$$

[車両相互事故]

[車両単独事故]

	着用率そのまま		着用率上昇（年4.0%/年）							
	① 事故者数	② うち死亡重傷者数 (①×26.9%)	③ 着用率	④ 非着用率	⑤ 着用者 (①×③)	⑥ 非着用者 (①×④)	⑦ 着用者のうち死亡重傷者 (③×⑤.2%)	⑧ 非着用者のうち死亡重傷者 (④×⑥.4%)	⑨ 死亡重傷者数 (⑦+⑧)	⑩ 死亡重傷者数増減 (⑨-②)
2022	100	27	19%	81%	19	81	3	24	27	0
2023	97	26	23%	77%	22	74	3	22	25	-1
2024	93	25	27%	73%	26	68	4	20	24	-1
2025	91	24	31%	69%	28	62	4	18	23	-2
2026	88	24	35%	65%	31	57	5	17	21	-2
2027	86	23	39%	61%	34	52	5	15	20	-3
2028	84	23	43%	57%	36	47	6	14	19	-3
2029	82	22	47%	53%	39	43	6	13	18	-4
2030	80	22	52%	48%	41	39	6	11	18	-4
2031	78	21	56%	44%	44	35	7	10	17	-4
2032	77	21	60%	40%	46	31	7	9	16	-5
2033	75	20	64%	36%	48	27	7	8	15	-5
2034	74	20	68%	32%	50	24	8	7	15	-5
2035	73	20	72%	28%	52	21	8	6	14	-6
2036	71	19	76%	24%	54	17	8	5	13	-6
2037	70	19	80%	20%	56	14	8	4	13	-6
2038	69	19	84%	16%	58	11	9	3	12	-7
2039	68	18	88%	12%	60	8	9	2	11	-7
2040	67	18	92%	8%	62	5	9	2	11	-7
2041	66	18	96%	4%	63	3	10	1	10	-7
2042	65	18	100%	0%	65	0	10	0	10	-8
	1,654	445							353	-92

	着用率そのまま		着用率上昇（年4.9%/年）							
	① 事故者数	② うち死亡重傷者数 (①×80.2%)	③ 着用率	④ 非着用率	⑤ 着用者 (①×③)	⑥ 非着用者 (①×④)	⑦ 着用者のうち死亡重傷者 (③×⑤.7)	⑧ 非着用者のうち死亡重傷者 (④×⑥.6)	⑨ 死亡重傷者数 (⑦+⑧)	⑩ 死亡重傷者数増減 (⑨-②)
2022	36	29	3%	97%	1	35	0	29	29	0
2023	36	29	8%	92%	3	33	1	27	28	-1
2024	35	28	13%	87%	4	30	2	25	27	-1
2025	34	27	17%	83%	6	28	3	23	26	-2
2026	34	27	22%	78%	7	26	3	21	25	-2
2027	33	26	27%	73%	9	24	4	20	24	-3
2028	32	26	32%	68%	10	22	5	18	23	-3
2029	32	26	37%	63%	12	20	6	17	22	-4
2030	32	25	42%	58%	13	18	6	15	21	-4
2031	31	25	47%	53%	14	17	7	14	20	-5
2032	31	25	51%	49%	16	15	7	12	20	-5
2033	30	24	56%	44%	17	13	8	11	19	-6
2034	30	24	61%	39%	18	12	9	10	18	-6
2035	30	24	66%	34%	20	10	9	8	17	-6
2036	29	24	71%	29%	21	9	10	7	17	-7
2037	29	23	76%	24%	22	7	10	6	16	-7
2038	29	23	81%	19%	23	6	11	5	15	-8
2039	28	23	85%	15%	24	4	11	3	15	-8
2040	28	23	90%	10%	25	3	12	2	14	-8
2041	28	22	95%	5%	27	1	12	1	14	-9
2042	28	22	100%	0%	28	0	13	0	13	-9
	655	525							422	-103

注：ラウンドの関係で計算が合わない場合がある

死亡重傷者数低減効果=-195人

乗用型トラクターにおけるシートベルト着用促進に係る経緯

[乗用型トラクター]

- H9年 安全フレーム、シートベルトの標準装備化
- H13年 農作業安全のための指針（農林水産省生産局長通知）の策定
（安全フレーム等を装着可能な機械は極力装着し、併せてシートベルトも着用すること。）
- H22年 農作業安全確認運動の開始
- H23年 農作業安全ポスターデザインコンテストの開始
（シートベルト装着に関するもの：R元～R5年）

[参考：乗用車（主なもの）]

- S44年 運転席にシートベルトの設置義務化
- S48年 助手席にシートベルトの設置義務化
- S50年 後部座席にシートベルトの設置義務化
- S60年 高速道等での運転席・助手席でのシートベルト着用義務化
- H4年 一般道での運転席・助手席でのシートベルト着用義務化
- H6年 運転席にシートベルトリマインダーの設置義務化
- H20年 全座席のシートベルトの着用義務化
- R2年 助手席、後部座席のシートベルトリマインダーの設置義務化

継続的な普及啓発

○現在の取組

【作業安全ステッカー】



（事故情報の分析）

- ・ 事故要因や発生状況等の事例分析

（啓発資料等による普及促進）

- ・ パンフレット、チラシ、ポスター等の啓発資料の作成・配布

（研修体制の整備）

- ・ 「農作業安全に関する指導者」の育成、指導者を講師とした農業者向け農作業安全研修の全国展開
- ・ 研修資料の作成（令和4年度テーマ「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」）

【R5年農林水産大臣賞】



【R4年農林水産大臣賞】

